

請 願 文 書 表

請 願 番 号	第 10 号	請 願 要 旨
受 理 年 月 日	令和5年9月25日	<p>【請願の趣旨】 高齢化が進む中で、両耳の平均聴覚レベルが70デシベル未満の軽度難聴者が増加している。2015年に認知症対策重点課題とした「新オレンジプラン」では、難聴が認知症の危険因子の一つとして位置づけられている。認知症の約8割の方が難聴を患っており、難聴があると認知症の進行は早くなると言われている。難聴のため、隣近所や友人、家族との会話にも困難を来たし、地域からの孤立も懸念される。前述のとおり、認知症の危険因子であるだけでなく、鬱病の原因となることが指摘されている。生活を営むための移動手段である自動車の運転も困難となる。火災などあらゆる災害の際にも対応が遅れ、命に関わる重大事態を招きかねない。</p> <p>認知機能低下および認知症リスク低減WHOガイドラインでは、難聴の管理として「難聴を適時に発見し治療するために、スクリーニングと難聴のある高齢者への補聴器の提供が行われるべきである」としている。</p> <p>欧米では「医療」として取り扱われ、補聴器は（41デシベル以上）中程度の難聴から公的給付対象となっている。一方、日本では「障害」としての取扱いとなっていて、70デシベルにならないと公的給付対象とはならない。その上、補聴器（片耳）の平均価格は約15万円となっている。多くの高齢者にとって、「手が出せない」高価なもので、購入は困難である。</p> <p>すでに6県議会、215市区町村議会で採択され、72市区町村では助成制度が創設されている。（2022年3月現在）</p> <p>高齢者の経済的負担を軽減し、社会参加を促し、豊かな高齢社会の実現のため、次の事項を請願する。</p> <p>【請願事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県独自の補聴器購入助成制度を創設すること 2 県として難聴の早期発見と早期治療を推進すること
件 名	難聴と認知症予防のため県独自の補聴器購入助成制度を創設することについて	
請 願 者 所 住 氏 名		
紹 介 議 員	九 里 学 節 木 三千代	
付 託 委 員 会	厚生・産業常任委員会	
審 査 結 果		

請 願 文 書 表

請 願 番 号	第 1 2 号	請 願 要 旨
受 理 年 月 日	令和5年9月27日	<p>政府は「次元の異なる少子化対策」を掲げ、6月に「こども未来戦略方針」を発表した。これらを踏まえて、保育所等の保育士の配置基準について、保育所が1歳児の6対1（子ども6人に保育士1人）を5対1に、4・5歳児の30対1を25対1にした場合、公定価格に加算する案が検討されている。</p> <p>滋賀県は、保育所の児童の福祉の向上を目的に、「滋賀県低年齢児保育士等特別配置事業」を独自に行い、1才児に1名の保育士を加配している。この事業は、保育所の保育の質を高め、子どもの成長を促すうえで大きな役割を果たしている。</p> <p>しかし、国が検討している保育士の加算が実施された場合に、この制度が継続されるか心配する声が少なくない。国の制度改善に加えて、滋賀県が独自事業を継続することによって、保育所ではより良い保育を提供できるだけでなく、子どもの事故防止等安全を守ることにつながる。</p> <p>また、全国知事会の子ども・子育て政策推進本部が目指す「子ども・子育てにやさしい社会づくり」のためにも、現行の施策を継続・拡充し、保育の質のさらなる向上を図ることが求められている。</p> <p>このような状況を踏まえて、以下について請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>保育所等の子どもに対する保育士の配置について、国が1歳児6対1を5対1に改善する加算を行った場合、滋賀県として関連する独自施策をやめずに、国の加算と合わせて現行を上回って保育士を加配できるようにすること</p>
件 名	国の保育士配置の加算にあたって、自治体の独自施策を維持して保育現場の状況を改善することを求めることについて	
請 願 者 所 住 氏 名		
紹 介 議 員	中山 和 行 節 木 三千代	
付 託 委 員 会	厚生・産業常任委員会	
審 査 結 果		

請 願 文 書 表

請 願 番 号	第 13 号	請 願 要 旨
受 理 年 月 日	令和5年9月27日	<p>滋賀県内の障害福祉事業所では、職員の確保・定着が難しく、運営に支障を来す事態が深刻になっている。募集しても応募がない状態が続き、基準の職員数が満たせないために、新たに事業所を開所できないなどの支障が生じている。</p> <p>また、物価高騰の影響も大きく、事業所では、燃料代や食材費など日々の運営費用が膨らみ、また職員は、そもそもの低賃金に加え生活費の支出が嵩み、離職等が一層進むことが心配される。</p> <p>10月から最低賃金が引き上げられるが、これまでも最賃引上げ分が報酬に反映されたことはなく、職員の賃金の引上げは限られた財源のなかで事業所の自己努力に任されているのが実態である。政府は、2022年2月から障害福祉職員への処遇改善事業を行ったが効果は限定的である。またその後の物価高騰等に対応するような追加の対策は打たれておらず、他の産業との賃金の格差はさらに拡大する状況にある。</p> <p>現在、厚生労働省では、2024年4月からの障害福祉サービス等報酬の改定に向けた審議が始まっている。今回の報酬改定では、物価高騰への対策や職員の処遇改善を考えれば、報酬のプラス改定が求められる。</p> <p>このような状況を踏まえ、下記について、地方自治法第99条に基づいて、国に意見書を提出するよう請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>障害福祉事業所の職員の処遇改善のために、障害福祉サービス等報酬を引き上げるよう、国に意見書を提出すること</p>
件 名	障害福祉を支える職員の処遇改善のために、国に対して障害福祉サービス等報酬の引き上げを求める意見書の提出を求めることについて	
請 願 者 所 名 請 住 氏		
紹 介 議 員	中山 和 行 節 木 三千代	
付 託 委 員 会	厚生・産業常任委員会	
審 査 結 果		

請 願 文 書 表

請 願 番 号	第 1 4 号	請 願 要 旨
受 理 年 月 日	令和5年9月27日	<p>政府は今年5月、新型コロナウイルス感染症の2類から5類への移行を実施した。これにより、感染状況の把握は定点把握となり、発熱外来等の国の感染拡大対策費が削減された。滋賀県においても国と同様の施策に移行したところである。そのため県民はコロナ感染状況の把握ができなくなり、不安と憶測が広がっている。また、感染を疑い受診や検査をする際には3割の負担が必要になった。また、医療機関の受診予約も取りにくい状況となっている。このような中、第9波ともいわれる感染拡大が全国で発生している。5類に移行しても、医療施設は院内感染対策を変わず行う必要があり、そのための人員や経費の負担が大きく、経営を圧迫している。また、5類に移行したことで、人の流れが大きくなり感染リスクが拡大しているとの指摘もある。</p> <p>以上のことから、県として県民の命と健康を守る観点から県独自の施策の実施を下記の通り、請願する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県民へのコロナ感染に関わる情報を、分かりやすく周知すること 2 発熱外来など、県民が受診できる体制を強化し、周知すること 3 検査体制・検査キットが、県民に負担なく受けられる体制を強化すること
件 名	コロナ関連支援の継続・拡充を要望することについて	
請 願 者 所 住 氏 名		
紹 介 議 員	中山 和 行 節 木 三千代	
付 託 委 員 会	厚生・産業常任委員会	
審 査 結 果		

請 願 文 書 表

請 願 番 号	第 15 号	請 願 要 旨
受 理 年 月 日	令和5年9月27日	
件 名	コロナ関連支援の継続・拡充を要望する意見書の提出を求めることについて	<p>政府は今年5月、新型コロナウイルス感染症の2類から5類への移行を実施した。これにより、感染状況の把握は定点把握となり、発熱外来等の国の感染拡大対策費が削減された。滋賀県においても国と同様の施策に移行したところである。そのため、県民はコロナ感染状況の把握ができなくなり、不安と憶測が広がっている。また、感染を疑い受診や検査をする際には3割の負担が必要になり、医療機関の受診予約も取りにくい状況となっている。このような中、第9波ともいわれる感染拡大が全国で流行している。5類に移行しても、医療施設は院内感染対策を変わず行う必要があり、そのための人員や経費の負担が大きく、経営を圧迫している。また、5類に移行したことで、人の流れが大きくなり感染リスクが拡大しているとの指摘もある。</p>
請 願 者 所 住 氏 名		<p>10月以降政府は、入院・外来・患者負担など縮小の方針を提案し、来年春以降は通常診療に切り替えることも示唆している。感染拡大が終息しない中、また特効薬も普及していない中、県民の命と健康は守れない。また、医療供給体制についても逼迫し、医療従事者も感染拡大で、院内クラスター、濃厚接触者で休業を余儀なくされ、退職者が増えている。一方県民は、長引く物価高騰にも関わらず、賃金はわずかの賃上げで、生活は苦しくなるばかり、受診したくても受診できない状況が生まれている。以上のことから、県として県民の命と健康を守る観点から、地方自治法第99条に基づいて、国に意見書を提出するよう請願する。</p>
紹 介 議 員	中山 和 行 節 木 三千代	記
付 託 委 員 会	厚生・産業常任委員会	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大が持続している中で、コロナ関連支援の縮小をしないよう国に意見書を提出すること</p>
審 査 結 果		